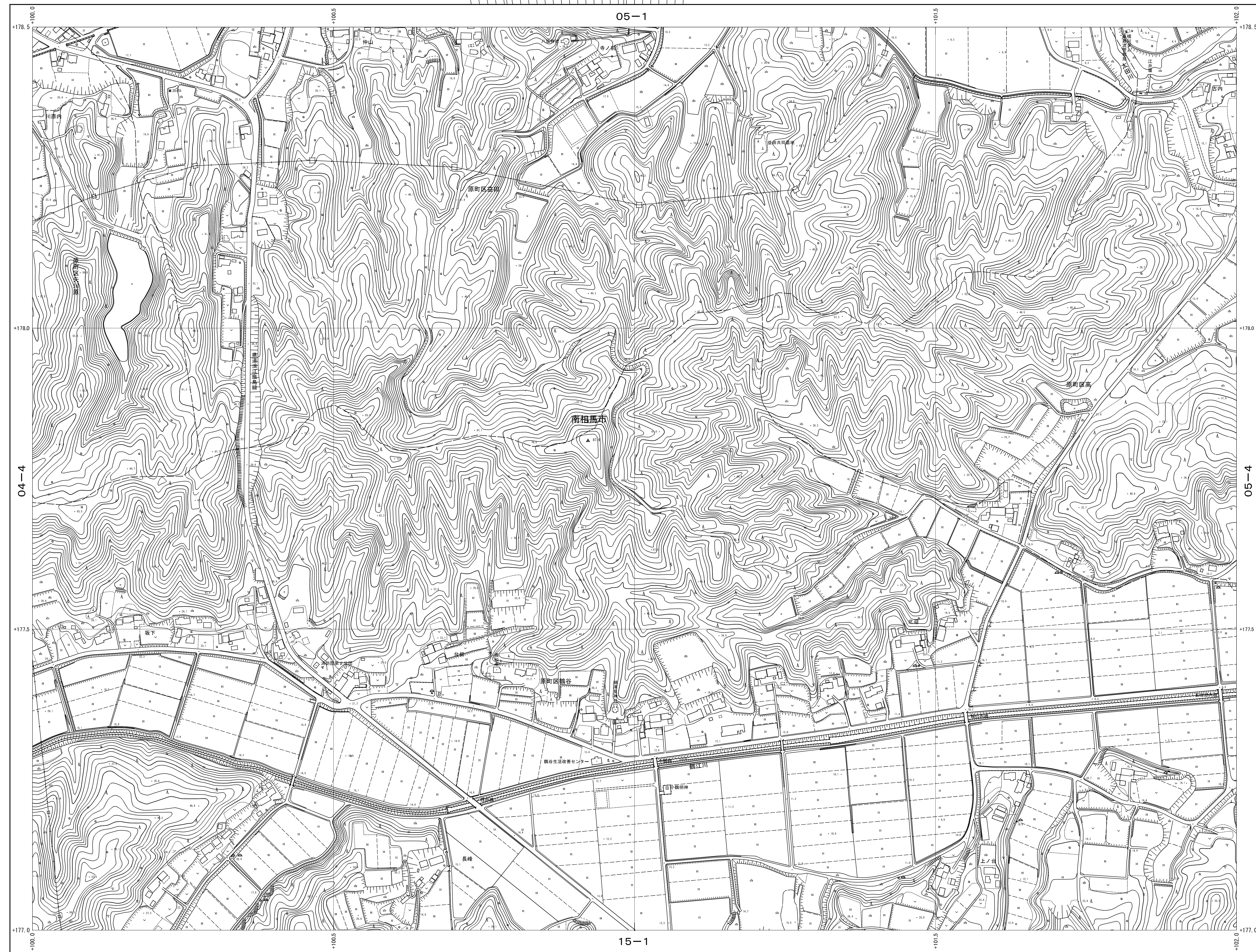


IX-EG 05-3

南 相 馬 都 市 計 画 図



平成 26 年 測量

撮 現	影 調	平成 平成	25年 26年	9月 3月
--------	--------	----------	------------	----------

撮	影	平成 25 年	9 月
現	調	平成 26 年	3 月

1:2.500

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 平26 東公 第310号」

(承認番号) 平26 東公 第310号」

(承認番号) 平26 東公 第310号」

計 画 機 関
作 業 機 関

南 相 馬 市
国 際 航 業 株 式 有 限 公 司
許 可 なく複製を禁ずる。

作 業 機 関 国際航業株式会社

國際航業株式會社

IX-EG 05-3

04-2	05-1	05-2
04-4		05-4
14-2	15-1	15-2

記 号

	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二
	家	家	いえ	二	二	二	二

[illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅸ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は、世界測地系(2011)による

よる第Ⅱ座標系

図郭に表示してある座標値はキロメートル単位

方眼は0.5キロメートル間隔

等高線の間隔は2メートル

平面直角座標値は、世界測地系(2011)による

References

IX-EG 05-3